

食品安全委員会（第623回会合）議事概要

日 時：平成28年9月27日（火） 14：00～14：43

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道0名、行政機関0名、一般8名

議事概要

（１）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ペグボビグラスチム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員から説明。

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることとが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された添加物のうち、食品安全委員会が高度に精製されたものとして安全性を確認した品目と比較して有効成分が同一である等所定の項目を満たすものについて」に関する審議結果について

→担当委員の山添委員から説明。

既に食品安全委員会が安全性評価を行った品目と比較して安全性上の新たな懸念は想定されず、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すること、このため、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないことが確認された。

- ・「NZYM-LP株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることとが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ピラクロストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ファモキサドン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェンピラザミン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ボスカリド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「ピラクロストロビンの一〇日摂取許容量（ADI）を0.034 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定する。」

「ファモキサドンの一〇日摂取許容量（ADI）を0.006 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「フェンピラザミンの一〇日摂取許容量（ADI）を0.12 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.8 mg/kg 体重と設定する。」

「ボスカリドの一〇日摂取許容量（ADI）を0.044 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・AI）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・AI）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「トリプトレリン酢酸塩」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「スピラマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「トリプトレリン酢酸塩の一〇日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。」

「スピラマイシンの一〇日摂取許容量（ADI）を0.025 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（４）食品安全モニターからの随時報告について（平成27年10月～平成28年3月分）

→事務局から説明